



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 7 月 5 日 (火曜日) 号外 第 31 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

頁

規則…………… (会計課) 7

教育委員会規則

○新宮崎県体育館管理規則…………… 7

教育長訓令

○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令……………19

規 則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 9 年宮崎県規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第 2 条の 2 条例第 5 条及び第 49 条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、<u>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、同法第 3 条第 3 項第 3 号 (同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の<u>規定による一時保護若しくは同法第 5 条 (同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者又は同法第 10 条第 1 項 (同法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過</u></p>	<p>(入居の申込み)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>(親族に準ずる者)</u></p> <p>第 2 条の 2 条例第 3 条第 9 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>パートナーシップ宣誓制度を有する市町村において、入居者と、県営住宅に同居する間有効なパートナーシップ宣誓をしている者</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する者の親族</u></p> <p>(3) <u>その他親族に準ずる者として知事が認めるもの</u></p> <p>(入居者資格)</p> <p>第 2 条の 3 条例第 5 条及び第 49 条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、同法第 3 条第 3 項第 3 号 (同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の<u>一時保護、同法第 5 条 (同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護若しくは児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項 (同法第 28 条の 2 において読み替</u></p>

していないもの

2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させるものとする。

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めるものとする。

4 [略]

(入居者資格の特例)

第2条の3 [略]

(期限付入居の要件等)

第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の立地状況、当該一般県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適すること。

(2) 県営住宅建替事業により、除却が予定されていること。

2 前項第1号に掲げる要件を満たす一般県営住宅（以下「子育て世帯向け期限付一般県営住宅」という。）に係る条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び2人以上の小学校就学の始期に達するまでの子と同居していることとする。

3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日（条例第10条第7項に規定する入居可能日をいう。以下同じ。）からア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる日までとする。

ア 入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が12歳に達する日の属する年度の末日までの期間が10年以上の場合は、当該子が12歳に達する日の属する年度の末日

イ 入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が12歳に達する日の属する年度の末日までの期間が10年未満の場合は、当該子が15歳に達する日の属する年度の末日

(2) 第1項第2号に掲げる要件を満たす一般県営住宅の入居の期間は、3年以内とする。ただし、県営住宅建替事業に支障が生じないと認められる場合において、当該入居者が退去することが困難であると知事が認めるときは、その入居の期間を2年を超えない範囲内で延長することができる。

4 [略]

(期限付入居の手続)

第3条の4 条例第8条の2第3項の規定による説明は、期限付一

えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの又は婦人相談所若しくは配偶者暴力相談支援センターその他配偶者からの暴力の被害者の保護を行う機関等において被害を受けている旨の証明若しくは確認がされている者

2 [略]

(入居者資格の特例)

第2条の4 [略]

(期限付入居の要件等)

第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める要件は、周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の立地状況、当該一般県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適することとする。

2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び2人以上の小学校就学の始期に達するまでの子と同居していることとする。

3 条例第8条の2第3項の規則で定める期間は、条例第10条第7項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が15歳に達する日の属する年度の末日までとする。

4 [略]

(期限付入居の手続)

第3条の4 条例第8条の2第4項（条例第8条の2第9項におい

般県営住宅の入居決定に関する説明書（別記様式第4号の2）を交付することにより行うものとする。

- 2 条例第8条の2第4項の規定による書面の提出は、条例第10条第1項第1号に掲げる手続と併せて期限付一般県営住宅の入居決定に関する承諾書（別記様式第4号の3）により行うものとする。
- 3 条例第8条の2第6項の規定による通知は、期限付一般県営住宅の入居期間満了通知書（別記様式第4号の4）により行うものとする。
- 4 前3項の規定は、前条第3項第2号ただし書の規定により、入居の期間を延長する場合に準用する。

様式第4号の2（第3条の4関係）

期限付一般県営住宅の入居決定に関する説明書

〔略〕

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条の2第3項の規定により、次のとおり説明します。

〔略〕

- 1 入居予定の期限付一般県営住宅の名称等

〔略〕

- 2 入居期間

入居期間は、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の3第3項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までとします。

- 3 〔略〕

様式第4号の3（第3条の4関係）

期限付一般県営住宅の入居決定に関する承諾書

〔略〕

期限付一般県営住宅の入居決定について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

〔略〕

- 1 入居予定の期限付一般県営住宅の名称等

〔略〕

- 2 入居期間

て準用する場合を含む。）の規定による説明は、期限付一般県営住宅の入居期間に関する説明書（別記様式第4号の2）を交付することにより行うものとする。

- 2 条例第8条の2第5項（条例第8条の2第9項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出は、条例第10条第1項第1号に掲げる手続と併せて期限付一般県営住宅の入居期間に関する承諾書（別記様式第4号の3）により行うものとする。
- 3 条例第8条の2第7項の規定による通知は、期限付一般県営住宅の入居期間満了通知書（別記様式第4号の4）により行うものとする。

（期限付入居期間の延長）

第3条の5 条例第8条の2第8項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっていること。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたこと。
- (3) 入居者が2人以上の18歳未満の子と同居し、かつ、同居している子のうち最も年齢の低い子が、15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものであって、条例第28条第1項又は条例第29条第1項のいずれにも該当せず、家賃を滞納していないこと。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があること。

2 条例第8条の2第8項に規定する期限付入居期間の延長は、入居者から期限付入居期間延長申出書（別記様式第4号の5）に知事が必要と認める書類を添えて提出させ、内容を審査し、期限付一般県営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情があると認める場合に決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により期限付入居期間の延長を決定したときは、期限付入居期間延長決定通知書（別記様式第4号の6）により当該申出をした者に通知するものとする。

様式第4号の2（第3条の4関係）

期限付一般県営住宅の入居期間に関する説明書

〔略〕

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条の2第4項の規定により、下記のとおりに説明します。

〔略〕

- 1 期限付一般県営住宅の名称等

〔略〕

- 2 入居期間

入居期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

- 3 〔略〕

様式第4号の3（第3条の4関係）

期限付一般県営住宅の入居期間に関する承諾書

〔略〕

期限付一般県営住宅の入居期間について、下記のとおりに説明を受け、承諾しました。

〔略〕

- 1 期限付一般県営住宅の名称等

〔略〕

- 2 入居期間

<p>入居期間は、<u>宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の 3 第 3 項の規定により</u>、 年 月 日から 年 月 日までであること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第 4 号の 4（第 3 条の 4 関係） [略]</p> <p>宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 8 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。 [略]</p>	<p>入居期間は、 年 月 日から 年 月 日までであること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第 4 号の 4（第 3 条の 4 関係） [略]</p> <p>宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 8 条の 2 第 7 項の規定により、下記のとおり通知します。 [略]</p>
--	---

別記様式第 4 号の 4 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 4 号の 5 (第 3 条の 5 関係)

期限付入居期間延長申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

団地 棟 号

申請者

住宅の明渡しが期限付入居期間の満了までにできないので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の 5 第 2 項の規定により、下記のとおり期限付入居期間の延長を申し出ます。

記

1 現在の入居期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 申出理由

- (1) 私又は同居者が病気にかかっているため
- (2) 私又は同居者が災害により著しい損害を受けたため
- (3) 期限付入居期間満了時において 2 人以上の 18 歳未満の子と同居し、かつ、最も年齢の低い子が 15 歳に達していないため
- (4) その他の事情
()

様式第 4 号の 6 (第 3 条の 5 関係)

期限付入居期間延長決定通知書

年 月 日

団地 棟 号
殿

宮崎県知事



先に申出のあった期限付入居期間延長について審査した結果、下記のとおり決定したので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の 5 第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 審査結果
期限付入居期間を延長します。
- 2 理由
- 3 現在の入居期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 延長後の入居期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 留意事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(589) [略]	2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(589) [略]
<u>(590)</u> [略]	<u>(590) 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</u>
<u>(591)・(592)</u> [略]	<u>(591) [略]</u> <u>(592) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</u>
<u>(593)~(602)</u> [略]	<u>(593)・(594) [略]</u> <u>(595) 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料</u>
3~7 [略]	<u>(596)~(605) [略]</u> 3~7 [略]

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

教育委員会規則

新宮崎県体育館管理規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 5 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第21号

新宮崎県体育館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。)第7条において準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び条例第8条の規定に基づき、新宮崎県体育館(以下「新体育館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 新体育館の施設又は設備(以下「新体育館施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、新宮崎県体育館施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、トレーニングルームを個人が利用する場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に新宮崎県体育館施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に新宮崎県体育館施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新体育館施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 新体育館を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 新宮崎県体育館施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他新体育館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 新体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、新体育館施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、新宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による新宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、新体育館の利用を制限することができる。

(利用時間)

第10条 新体育館施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 新体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 条例第4条の規定により新体育館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

(使用料等の支払)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に新体育館施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
- (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準
(指定管理者が行う業務)

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (2) 緊急時の対応に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の管理の基準)

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な新体育館の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準
(利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第7号)に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新体育館の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新体育館の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、新体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、新体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第23号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表面）

新宮崎県体育館施設等利用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
（指定管理者 代表者 様）

住 所
電 話

申込者 フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおり新体育館施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名				※ 使用料 (利用料金)			
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	5 未就学の者			
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ			2 その他				
4 入場料徴収の有無	無			有				
5 利用箇所								
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分				
	年 月 日	時 分	～	時 分				
	年 月 日	時 分	～	時 分				
	年 月 日	時 分	～	時 分	円			
7 利用設備								
8 利用器具及び数量								
※ 9 その他追加額又は減額								
※10 使用料(利用料金)合計額								
入場予定人員	人							
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号			

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 4 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(裏面)

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

- (注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。
- (注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

新 宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 許 可 書

文 書 番 号
年 月 日申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり新体育館施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名					使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	5 未就学の者	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他			円
4 入場料徴収の有無	無		有			
5 利用箇所						円
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
	年 月 日	時 分	～	時 分		
7 利用設備						円
8 利用器具及び数量						円
9 その他追加額又は減額						円
10 使用料(利用料金)合計額						円
入場予定人員						人
受付年月日	年 月 日					

- 注意事項 1 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。
- 2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県(指定管理者)は、その責任を負いません。
- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

新 宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった新体育館施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的					行事名			
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者			
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ				2 その他			
4 入場料徴収 の有無	無				有			
5 利用箇所								
6 利用期日及び 利用時間	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
7 利用設備								
8 利用器具及び 数量								
入場予定人員								人
受付年月日	年	月	日					

記

許可できない 理由	
--------------	--

様式第 4 号 (第 7 条関係)

新 宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

年 月 日付け第 号で許可のあった新体育館施設等の利用を中止したいので、新宮崎
県体育館管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

新宮崎県体育館施設等利用許可書の写し

様式第 5 号（第 8 条関係）

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあつた新体育館の施設の使用料の還付を受けたいので、新宮崎
県体育館管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備 考		

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第 6 号 (第14条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

新宮崎県体育館の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

(添付書類)

様式第 7 号（第 18 条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

新宮崎県体育館の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 7 月 5 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第 6 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程（平成 9 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(体育館使用料)</p> <p>第 5 条 条例別表第 1 の体育館使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を免除する。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）第 2 条に規定するスポーツの日</p> <p>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。以下「学校」という。）に在学する者（以下「児童・生徒」という。）が屋内人工登はん壁を土曜日に利用するとき（団体での利用を除く。）又は祝日法第 2 条に規定するこどもの日に利用するとき</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 県又は県教育委員会が後援する行事のうち入場料等を徴収しないもので、次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が主たる参加者となるもの イ 児童・生徒が主たる参加者となるもの</p> <p>(西都原考古博物館使用料)</p> <p>第 6 条 条例別表第 1 の西都原考古博物館使用料の項中音声ガイドにかかる使用料は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者及びこれらの障害者の介護者が利用するときは、その全額を免除する。</p>	<p>(体育館使用料及び新体育館使用料)</p> <p>第 5 条 条例別表第 1 の体育館使用料及び新体育館使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を免除する。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）第 2 条に規定するスポーツの日に使用する<u>とき</u></p> <p>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者（以下「児童・生徒」という。）が屋内人工登はん壁を土曜日に<u>使用</u>するとき（団体での使用を除く。体育館使用料に限る。）又は祝日法第 2 条に規定するこどもの日に<u>使用</u>するとき</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 県又は県教育委員会が後援する行事のうち入場料等を徴収しないもので、<u>児童・生徒が主たる参加者となるものに使用する</u>とき</p> <p>(5) <u>身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びこれらの障がい者の介護者が使用する</u>とき</p> <p>(6) <u>その他教育長が特に必要と認めるとき</u></p> <p>(西都原考古博物館使用料)</p> <p>第 6 条 条例別表第 1 の西都原考古博物館使用料の項中音声ガイドにかかる使用料は、<u>身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びこれらの障がい者の介護者が使用する</u>ときは、その全額を免除する。</p>

附 則

この訓令は、教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 4 年宮崎県条例第 24 号）の施行の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定中体育館使用料に関する部分及び第 6 条の改正規定は、公表の日から施行する。

